



島根県報

平成17年 5月31日 (火)
第 1,679 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

地方税法第700条の6の4の規定に基づく特約業者の指定の取消し	(税 務 課)	1
県営土地改良事業の工事の完了	(農 村 整 備 課)	2
島根県立ふるさと森ふるさと森林公園の使用料徴収事務の委託の解除	(林 業 課)	2
島根県立ふるさと森ふるさと森林公園の使用料徴収事務の委託	(")	2
保安林の指定 (3 件)	(森 林 整 備 課)	2
保安林予定森林	(")	3
漁船損害等補償法の規定に基づく付保義務の消滅	(水 産 課)	4
指定漁船調書の縦覧	(")	4
電線共同溝を整備すべき道路の指定	(道 路 維 持 課)	5

公 告

平成17年度危険物取扱者保安講習の実施	(消 防 防 災 課)	6
---------------------	-------------	---

特定調達公告

島根県人事給与システムにおける運用管理保守業務委託に係る随意契約の相手方等	(人 事 課)	7
島根県立中央病院における医療廃棄物等処理業務の委託に係る一般競争入札の落札者等	(医 療 対 策 課)	8
島根県立中央病院における医療薬品類の購入に係る一般競争入札の落札者等	(")	8
島根県立中央病院統合情報システム保守管理業務一式に係る随意契約の相手方等	(")	9
島根県立中央病院統合情報システム運用業務一式に係る随意契約の相手方等	(")	10

正 誤

平成17年 5月24日付け島根県報第1,677号中	(環 境 政 策 課)	10
---------------------------	-------------	----

告 示

島根県告示第660号

地方税法(昭和25年法律第226号)第700条の6の4第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消したので告示する。

平成17年 5月31日

島根県知事 澄 田 信 義

氏名又は名称	代表者氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消しの年月日
寿石油有限会社	壽山 啓二	島根県八束郡東出雲町大字揖屋町17番地 4	平成17年 5月19日

島根県告示第661号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成17年5月31日

島根県知事 澄 田 信 義

事 業 名	完了年月日
稲原地区（第1工区）区画整理事業（県営経営体育成基盤整備事業）	平成17年3月25日

島根県告示第662号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により松江市宍道町佐々布3353番地2財団法人宍道湖西岸森と自然財団に委託していた島根県立ふるさとの森ふるさと森林公園の使用料の徴収事務については、平成17年3月31日限りで当該委託を解除したので、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第31条の3第2項の規定により告示する。

平成17年5月31日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第663号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、島根県立ふるさとの森ふるさと森林公園の使用料の徴収事務を平成17年4月1日から松江市宍道町東来待994番地106特定非営利活動法人もりふれ倶楽部に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成17年5月31日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第664号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成17年5月31日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 保安林の所在場所
浜田市内村町414、415、425から427まで、1724、1727、1767、1768、1773、1774 - 3、1774 - 19、1774 - 23
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第665号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成17年5月31日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所

出雲市佐田町下橋波556続1

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第666号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成17年5月31日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町南方見々津144 - 1、海士町大字崎115 - 2、124

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第667号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成17年5月31日

島根県知事 澄 田 信 義

1 保安林予定森林の所在場所

出雲市佐田町東村字寺床1382、1383、1384、字御堂垣内1385、1386、1392、1393、字舞木1394、1396 - 1、字荒田1397 - 1、1397 - 2、1398、1399 - 1、字深廻1400、1401、1402、1403、1404、字樋ノ谷1405、1410、1411、1412、1413、1414、1415、1415 - 1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第668号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成13年島根県告示第430号による保険に付すべき義務は、平成17年5月31日限り消滅したので、同条第2項及び同法施行規則(昭和27年農林省令第18号)第26条の3の規定により告示する。

平成17年5月31日

島根県知事 澄 田 信 義

五十猛加入区

島根県告示第669号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成17年5月31日

島根県知事 澄 田 信 義

1(1) 届出事項

ア 発起人の住所及び氏名

邇摩郡温泉津町福波大字今浦八の1248	板木	勝也
” ” 温泉津イ665	難波	政行
” ” 温泉津大字小浜口179	川村	久信

イ 加入区

温泉津町加入区

ウ 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

温泉津町漁業協同組合

(2) 指定漁船調書の縦覧

ア 縦覧期間

告示の日から15日間

イ 縦覧場所

温泉津町漁業協同組合

2(1) 届出事項

ア 発起人の住所及び氏名

浜田市笠柄町116 太田 正

" 熱田町1570 - 1 下田 重夫

" 津摩町686 邊根 正昭

イ 加入区

浜田市加入区

ウ 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

はまだ漁業協同組合

(2) 指定漁船調書の縦覧

ア 縦覧期間

告示の日から15日間

イ 縦覧場所

はまだ漁業協同組合

3(1) 届出事項

ア 発起人の住所及び氏名

益田市飯浦町イ1028 岩崎 嘉壽

" 中島町イ1407 - 7 又賀桑太郎

" 木部町イ1290 - 8 川崎 哲男

イ 加入区

益田市加入区

ウ 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

益田市漁業協同組合

(2) 指定漁船調書の縦覧

ア 縦覧期間

告示の日から15日間

イ 縦覧場所

益田市漁業協同組合

島根県告示第670号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項の規定に基づき、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定により告示する。

平成17年 5月31日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路 線 名	区 間	上り線又は下り線の別	指 定年月日
一般国道	485号	隠岐郡隠岐の島町西町18番1地先から同町中町30番3地先まで	上下線	平成17年5月31日

公 告

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定に基づき、平成17年度危険物取扱者保安講習を次のとおり実施する。

平成17年5月31日

島根県知事 澄 田 信 義

1 講習の対象者

- (1) 平成16年4月1日以降に危険物製造所等において危険物の取扱作業に従事することとなった危険物取扱者（平成15年4月1日以降に免状の交付又は保安講習を受けているものを除く。）
- (2) 平成14年4月1日から平成15年3月31日までに免状の交付又は保安講習を受け、危険物取扱作業に従事している危険物取扱者

2 講習種別

- (1) 給油取扱所以外の危険物施設において、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習
- (2) 給油取扱所において、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習

3 講習科目及び時間

- (1) 2(1)に該当する者

科 目	時 間
危険物関係法令に関する事項	9時00分から10時00分まで
危険物の火災予防に関する事項	10時00分から12時00分まで

- (2) 2(2)に該当する者

科 目	時 間
危険物関係法令に関する事項	13時00分から14時00分まで
危険物の火災予防に関する事項	14時00分から16時00分まで

4 講習の期日及び場所等

- (1) 2(1)に該当する者

月 日	開 催 地	会 場
7月5日(火)	松江市	テクノアークしまね
7月8日(金)	隠岐の島町	隠岐島文化会館
8月5日(金)	出雲市	出雲市民会館
8月24日(水)	益田市	県益田合同庁舎
9月8日(木)	出雲市	出雲市民会館
9月28日(水)	安来市	島根県東部地域職業訓練センター
10月7日(金)	松江市	テクノアークしまね
10月27日(木)	大田市	県大田集合庁舎

11月 4日(金)	雲南市	三刀屋町文化体育館アスパル
11月25日(金)	浜田市	県浜田合同庁舎

(2) 2(2)に該当する者

月 日	開 催 地	会 場
7月 5日(火)	松江市	テクノアークしまね
7月 7日(木)	隠岐の島町	隠岐島文化会館
8月 5日(金)	出雲市	出雲市民会館
8月23日(火)	益田市	県益田合同庁舎
9月 8日(木)	出雲市	出雲市民会館
9月28日(水)	安来市	島根県東部地域職業訓練センター
10月 7日(金)	松江市	テクノアークしまね
10月27日(木)	大田市	県大田集合庁舎
11月 4日(金)	雲南市	三刀屋町文化体育館アスパル
11月24日(木)	浜田市	県浜田合同庁舎

5 受講申請

(1) 受講申請書常置場所

島根県危険物保安協会連合会、各消防本部、島根県総務部消防防災課、各総務事務所、隠岐支庁

(2) 申請書提出先

受講申請書に所要事項を記入の上、島根県危険物保安協会連合会に提出すること。郵送の場合は、封筒の表に「危険物取扱者保安講習受講申請」と朱書きすること。

(3) 受付期間

平成17年 6月 1日(水)から各開催日10日前まで

(4) 受講手数料

4,700円に相当する額の島根県収入証紙を受講申請書の手数料欄にはり付けること。

6 問い合わせ先

〒690 - 8501

松江市殿町 1 島根県庁 7 F

島根県危険物保安協会連合会

(電話 0852 - 22 - 6752)

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号)第9条の規定により公示する。

平成17年 5月31日

島根県知事 澄 田 信 義

1 役務の名称及び数量

島根県人事給与システムにおける運用管理保守業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県総務部人事課 島根県松江市殿町 1

- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成17年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社 東京都港区芝5丁目7番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
37,296,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成17年5月31日

島根県立中央病院長 中 川 正 久

- 1 購入等件名及び数量
島根県立中央病院医療廃棄物処理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県立中央病院事務局総務管理部施設管理グループ 島根県出雲市姫原4丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日
平成17年3月28日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社 衛生センター 岡山市当新田443番地の1
- 5 落札金額
20,066,550円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成17年2月15日

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成17年5月31日

島根県立中央病院長 中 川 正 久

- 1 物品等の名称及び数量
 - (1) ジェノトロピン5.3mg（5.3mg 1筒）1,567筒
 - (2) オムニパーク300シリンジ（64.71% 100mL×5筒/箱）858箱
 - (3) リュープリン注射用3.75（3.75mg 1瓶）889瓶
 - (4) ノルディトロピンノルディフレックス注10mg（10mg 1筒）327筒

- (5) ヒューマトロープC 6 mg (6 mg 1筒) 559筒
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県立中央病院事務局経営企画部業務グループ 島根県出雲市姫原 4丁目 1番地 1
- 3 落札者を決定した日
平成17年 3月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) (株)エバルス医薬営業本部出雲支店 島根県出雲市今市町南本町21 - 1
 - (2) (株)エバルス医薬営業本部出雲支店 島根県出雲市今市町南本町21 - 1
 - (3) (株)エバルス医薬営業本部出雲支店 島根県出雲市今市町南本町21 - 1
 - (4) (株)エバルス医薬営業本部出雲支店 島根県出雲市今市町南本町21 - 1
 - (5) (株)エバルス医薬営業本部出雲支店 島根県出雲市今市町南本町21 - 1
- 5 落札金額
 - (1) 52,080円 / 筒
 - (2) 59,810円 / 箱
 - (3) 47,940円 / 瓶
 - (4) 106,400円 / 筒
 - (5) 60,700円 / 筒
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成17年 2月15日

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成 7 年島根県規則第83号）第 9 条の規定により公示する。

平成17年 5月31日

島根県立中央病院長 中 川 正 久

- 1 役務の名称及び数量
島根県立中央病院統合情報システム保守管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県立中央病院経営企画部企画情報スタッフ 島根県出雲市姫原 4丁目 1番地 1
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成17年 4月 1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社島根支店 松江市学園南 2丁目10番14号
- 5 随意契約に係る契約金額
77,553,197円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1 項第 2 号の規定による。

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成17年5月31日

島根県立中央病院長 中 川 正 久

- 1 役務の名称及び数量
島根県立中央病院統合情報システム運用業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県立中央病院経営企画部企画情報スタッフ 島根県出雲市姫原4丁目1番地1
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成17年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社テクノプロジェクト 島根県松江市学園南2丁目10番14号
- 5 随意契約に係る契約金額
96,915,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。

正 誤

平成17年5月24日付け島根県報第1,677号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
6	下から18行	第34	第34条